

認 定 取 消 通 知

大経産第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

大阪市長

令和 年 月 日付けでした都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の認定について、法第 7 条第 2 項第 号に該当することから下記により当該認定を取り消します。

記

1 認定を取り消す都市農地の所在等

所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登記簿	現況		

2 法第 7 条第 2 項第 号に該当する事由

〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を大阪府知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。